

# リスク管理規定

株式会社シーアイ・パートナーズ

## リスク管理規定

### (目的)

第1条 このリスク管理規定は、株式会社シーアイ・パートナーズ（以下、当社という）のリスクマネジメントに関わる基本的事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の業務執行に関わる全てのリスクを対象とする。ただし、ここでいうリスクは、業務にマイナスの影響をおよぼす可能性のあるものとする。

### (管理体制)

第3条 リスクマネジメントの最高責任者は代表取締役社長とする。  
全社的なリスク管理の推進として、リスクマネジメント委員会を設置し、関連部門長を委員とする。  
各部門長は、自部門の小区分リスクの特定および管理責任を負う。

### (リスク監査等)

第4条 各部門長は、リスクへの対応に関し、常時、自己点検を行うものとする。  
各部門長は、自己点検、自己評価及びリスク監査で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の処置を講じる。

### (重要リスク等の公表)

第5条 毎年、当社の重要リスク及び取組状況を、事業報告書、有価証券報告書、その他資料を通じて適切に公表する。

### (リスク管理のプロセス)

第6条 リスクの特定・分析：各部門は、定期的にリスクの棚卸しを行い、影響度と発生確率を分析・評価する。  
リスクへの対応：評価されたリスクの性質及び重要度に応じ、「回避・低減・移転・受容」の4原則に基づき適切な対応策を実施する。

### (緊急事態対応の基本方針)

第7条 緊急事態に際しては、以下を基本として遅滞なく組織的に対応するものとする。

(1) 人命・地域の安全確保

(2) 被害・損失の極小化

(3) 社会からの信頼維持

(教育訓練)

第8条 リスクマネジメント責任者は、全役職員に対し、定期的にリスクマネジメントに関する研修を実施する。

附則

本規程は、2026年4月1日より施行する。